

## 石川県経営持続月次支援金 Q&A

### 県支援金について

Q1 中堅・中小企業、個人事業主の範囲は？

A1 国の月次支援金の給付対象者と同様です。

《参考》緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程（月次支援金に係る条文参照）

中小法人等	資本金10億円以上の大企業を除く、中小法人等を対象とし医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象(※) ※2021年4月1日時点において、次のいずれかを満たすことが必要です。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であることが必要です。 1. 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。 2. 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
個人事業主等	フリーランスを含む個人事業主が広く対象

Q2 県支援金はいくら給付されますか。

A2 5月・6月分の国の月次支援金の半額が給付されます。1月当たり最大で中小企業等10万円、個人事業主5万円が給付され、5月・6月の2カ月分として最大で中小企業等20万円、個人事業主10万円が給付されます。

また、酒類販売事業者は国の月次支援金と同額が給付されます。1月当たり最大で中小企業等20万円、個人事業主10万円が給付され、5月・6月の2カ月分として最大で中小企業等40万円、個人事業主20万円が給付されます。詳しくは、酒類販売事業者申請要項をご確認ください。

Q3 対象とならない業種等がありますか？

A3 月次支援金の不支給要件に該当し受給できない方は、対象となりません。

《参考》国の月次支援金の給付対象外の者

下記のいずれかに該当する場合は、不給付となります。

- ・ 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- ・ 政治団体

- ・ 宗教上の組織若しくは団体
- ・ 地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支給対象となっている者
  - ※一部の店舗・事業において同協力金の支給対象となっていれば、他の店舗・事業を営んでいたとしても、給付対象外です。
- ・ 暴力団排除に関する誓約事項に反する者
- ・ 月次支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

Q4 国の月次支援金の対象外（県支援金も同様）となる県協力金の支給対象となっている者とは具体的にどのような事業者ですか。

A4 営業時間短縮要請を行った県内全域の飲食店及び金沢市内の大規模施設及び施設内のテナントです。

《参考》県協力金の概要

「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第4次）」

- ・ 要 請 期 間：令和3年5月12日（水）午後9時～同年6月13日（日）深夜12時
- ・ 要請対象地域：県内全域
- ・ 要 請 内 容：飲食店営業（食品衛生法）の許可を受けている店舗の午後9時から翌午前5時（金沢市内の場合は午後8時から翌午前5時）までの営業時間短縮
- ・ 申請受付期間：令和3年6月14日（月）～同年8月2日（月）まで

「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（集客施設）」

- ・ 要 請 期 間：令和3年5月16日（日）午後9時～同年6月13日（日）深夜12時
- ・ 要請対象地域：金沢市内
- ・ 要 請 内 容：金沢市内で1,000㎡を超える大規模な集客施設に対し、令和3年5月16日（日）から令和3年6月13日（日）の全期間において、午後8時から翌午前5時までの営業時間短縮
- ・ 申請受付期間：令和3年6月14日（月）～同年8月2日（月）まで

Q5 本社は他県にあり、県内に事業所（支社、支店等）があります。県支援金の対象になりますか？

A5 対象となりません。

Q6 国の月次支援金の受給が必須ですか（県支援金だけ受給することは可能ですか）？

A6 国の月次支援金を受給していることを必須の要件としております。

## 申請書類について

Q7 申請書類はどこで入手できますか？

A7 各市町、商工会議所、商工会等で配布しておりますので、窓口でお受け取り下さい。  
また、県支援金に関するホームページより、ダウンロードできます。

石川県経営持続月次支援金事務センター  
<https://ishikawa-shienkin.jp/keieijizoku/>

Q8 交付要件である国の月次支援金の給付通知書をなくした場合はどうしたらよいですか？

A8 給付通知書の代わりに国の月次支援金のマイページの写し（申請番号が分かる部分）  
をご提出ください。別途、センターより必要な書類を申請者に求めることがあります。

Q9 国の月次支援金の給付通知書が来ない場合、申請できないのですか？

A9 9月30日までは申請できませんが、10月1日以降については、国の月次支援金の申請  
をもって申請できます。

## 《10月申請の特例》

令和3年10月1日以降に申請する場合、国の月次支援金の受給がなくても、国へ月次支援金の申請  
をしている事実をもって県支援金の申請をすることができます。詳しくは申請受付要項をご確認ください  
さい。

Q10 申請から給付までどのくらいかかりますか？

A10 現在、スケジュールを調整中です。給付状況は支援金ホームページでお知らせしま  
す（7月中旬には公表予定です）。

## その他

Q11 県支援金の給付通知書は発行されますか？

A11 発行いたしません。申請書類の審査の結果、県支援金の支給を決定したときは、県  
支援金の振込をもって通知と代えさせていただきます。なお、審査により不支給となる  
場合は、その旨通知いたします。

Q12 国の月次支援金の申請の仕方が分かりません。教えて頂けないでしょうか？

A12 国の月次支援金の申請手続きについては、月次支援金事業コールセンターにお問い合わせ下さい。

月次支援金事務局 相談窓口

電話 0120-211-240

※IP電話等からのお問い合わせ先 03-6629-0479

なお、ご自身で電子申請を行うことが困難な方は、申請サポート会場にて電子申請の手続きのサポートを受けることもできます（サポートを受けるためには、月次支援金事務局相談窓口 TEL0120-211-240 への事前予約が必要です）。

月次支援金事務局 サポート会場

〒920-0061 石川県金沢市問屋町2-61

金沢流通会館4F

また、石川県行政書士会が無料相談会を7月から10月末まで週1回（毎週木曜日）実施しております。ご希望の場合は、事前にご予約ください。

石川県行政書士会

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目2

石川県繊維会館3階

電話 076-268-9555